次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける調達に係るものである。

令和6年2月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

#### 1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 県税システム入力データ作成業務 1式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100 分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落 札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

# 2 入札参加者資格

次の全てを満たす者であること。なお、(3)に示す入札参加資格については、岩手県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (4) 入札の日において、岩手県から、物品の製造の請負又は物品の買入れに係る指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を 受けていないこと。
- (5) 岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)第4条に掲げる税目及び消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

# 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先 郵便番号020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県総務部税務課電子システム担当 電話019-629-5141(郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。また、岩手県のホームページから入札説明書をダウンロードすることも可能であること。)
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年4月9日(火)午後1時30分 岩手県庁舎地下1階入札室 (入札書を郵送する方法 により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、同月8日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の額とする。ただし、この一般競争入札への参加を 希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部の納 付を免除する。
- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 入札参加希望者は、入札説明書に示す申請書等の書類を令和6年3月19日 (火)午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、岩手県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入 札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 会計規則 (平成4年岩手県規則第21号) 第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で 最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
  - ア 令和6年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあっては、本件調達手続について停止の措置を行うことがある。
  - イ 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Prefectural tax system input data creation work 1 set
- (2) Time-limit of tender:
  1:30 p.m., 9 April, 2024 (By mail tenders must be submitted by 5:00 p.m., 8 April, 2024)
- (3) Contact point for the notice:

  Taxation Division Department of General Affairs, Iwate Prefectural Government, 10-1 Uchimaru,

  Morioka-shi, Iwate 020-8570, JAPAN TEL019-629-5141